

答 申 書

事件名：山形市健康医療部健康増進課の「山形大学及び山形県立保健医療大学が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に学校保健安全法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく結核健康診断を学部学生を対象に行った結果として、山形市の保健所に令和4年7月10日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式」の非公開決定処分に関する件

第1 審査会の結論

山形市長（以下「実施機関」という。）が、「山形大学及び山形県立保健医療大学が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に学校保健安全法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく結核健康診断を学部学生を対象に行った結果として、山形市の保健所に令和4年7月10日までに提出があった感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5第1項各号に関する資料一式」（以下、「本件対象文書」という。）を非公開とした決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和5年1月10日、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して本件対象文書の行政文書公開請求を行った。
- 2 実施機関は、令和5年1月24日、上記請求に対して非公開決定（以下、「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年1月31日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。

- 4 実施機関は、令和5年4月21日、情報公開条例第18条第1項の規定により、山形市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をした。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を特定し、新たに行政文書を公開するとの裁決を求める。

第4 審査請求の概要

- 1 山形大学及び山形県立保健医療大学の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第53条の2第1項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項の規定に基づき、それぞれの大学の1学年の学生に対して、結核に係る定期の健康診断を実施しなければならない。
- 2 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項に規定する健康診断は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第5条第1項の規定により毎学年、6月30日までに行うものとされている。
- 3 感染症法第53条の7第1項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症法施行規則」という。）第27条の5第1項の規定に基づき、健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、受診者数等について、健康診断実施日を含む月の翌月の10日までに、大学の所在地を所管する保健所に報告しなければならない。
- 4 よって、令和4年4月健康診断実施分は同年5月10日又は翌開庁日までに、同年5月健康診断実施分は同年6月10日又は翌開庁日までに、同年6月健康診断実施分は同年7月10日又は翌開庁日までに報告されているはずである。
- 5 山形大学及び山形県立保健医療大学は、民間事業者よりも法令を遵守することが求められる機関であり、厚生労働省令に定められた資料を定期的に提出していないとは信じがたい。仮に法令違反の状態がある場合には、山形市保健所は既に当該大学に指導を行っているはずであり、令和4年度に限って感染症法等の措置義務を怠っているということは合理的でない。
- 6 以上のことから、行政文書が存在しないとする実施機関が行った本件処分及び

理由の提示は法に違反している状態であり、不合理であるから、本件処分を取り消し、対象文書を特定し、新たに行政文書を公開するとの裁決を求める。

第5 実施機関の非公開理由説明要旨

- 1 学校保健安全法第13条第1項は、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない」と規定しており、その「時期」は、学校保健安全法施行規則第5条第1項において、「毎学年、6月30日までに行うものとする」とされている。
- 2 学校保健安全法第13条第1項の規定によって健康診断が行われた場合は、感染症法第53条の2第4項の規定により、同条第1項の規定による結核に係る定期の健康診断を行ったものとみなされ、感染症法第53条の7第2項において準用する同条第1項及び感染症法施行規則第27条の5第1項の規定により、その行った健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。
- 3 これらのことから、山形大学及び山形県立保健医療大学は、それぞれの1学年の学生に対して6月30日までに学校保健安全法第13条第1項に規定する健康診断を行い、その結果について、1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに山形市保健所に報告する義務がある。
- 4 これに関して、山形大学においては令和4年4月から6月までに、山形県立保健医療大学においては令和4年4月にそれぞれの1学年の学生に対して健康診断を実施したが、両大学は、当該実施内容について令和5年1月19日に結核定期健康診断実施報告書により山形市保健所に提出している。
- 5 以上のことから、山形大学及び山形県立保健医療大学は、行政文書の公開請求に係る期間において結核定期健康診断実施報告書を山形市保健所に提出しておらず、当該実施報告書が存在しないとするには、何ら不自然又は不合理な点はない。
- 6 よって、行政文書が存在しないことを理由に非公開とした本件処分は適法かつ正当になされたものであり、感染症法等の規定に従えば山形大学及び山形県立保健医療大学による結核に係る定期の健康診断の実施報告は行われているはずとの

推測をもとにした審査請求人の主張は採用できないことから、本件処分を維持することが適当である。

- 7 なお、山形大学及び山形県立保健医療大学による結核に係る定期の健康診断の実施報告が感染症法施行規則に規定する期限までに行われていないという状況は是正されなければならない。

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書の存否について

審査請求人は、山形大学及び山形県立保健医療大学において、結核定期健康診断を実施したときは、翌月10日までに健康診断の結果が山形市保健所に報告されているはずである旨、主張する。たしかに、結核定期健康診断の結果報告書につき、1月ごとに取りまとめたうえ提出すべきことは、法令上、健康診断実施者の義務とされているところである。

しかしながら、令和4年度分の結核定期健康診断の結果報告書は、実施機関の説明どおり、山形大学及び山形県立保健医療大学から、令和5年1月19日に山形市保健所に提出されている。してみると、法令の定める期日までに結果報告書の提出がなされていなかったことの是非はともかく、審査請求人による本件対象文書の公開請求時に、結果報告書が存在していなかったことは明らかである。

よって、本件対象文書の不存在を理由として行った実施機関の本件処分は妥当である。

2 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。